

東京外国語大学学生表彰規程

〔平成15年 4月30日
規則 第24号〕

改正 平成17年 2月16日規則第3号 平成21年 3月31日規則第74号
平成24年 3月27日規則第75号 平成26年11月25日規則第50号
平成31年 3月 1日規則第83号 令和 2年 3月23日規則第22号
令和 5年 2月28日規則第73号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則（昭和52年4月1日制定）第46条及び国立大学法人東京外国語大学大学院学則（平成4年4月30日制定）第37条の規定に基づき、東京外国語大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に關し必要な事項を定めるものとする。

(表彰基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げた場合
- (2) 課外活動において特に顕著な成績を挙げた場合
- (3) 社会活動において社会的に特に高い評価を受けた場合
- (4) その他前各号と同等以上の表彰に値する行為があったと認められた場合

(表彰候補者の推薦)

第3条 学生支援マネジメント・オフィス長は、学生支援マネジメント・オフィスの議を経て、表彰候補者を、学長に推薦することができる。

2 表彰候補者の推薦にあたり、次の各号に該当する個人又は団体は、推薦の対象から外すことができる。

- (1) 学内及び学外において、重大な非違行為を行ったと認められた場合
- (2) 本学からの命令に違反する行為を行った場合で、悪質と判断された場合

(被表彰者の決定)

第4条 学長は、前条の規定により推薦を受けた者のうちから被表彰者を決定するものとする。

2 学長は、前項により被表彰者として決定されなかった者又は前条の規定により推薦を受けなかった者であっても、その活動が他の者の模範となる場合は別に奨励することができる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が別紙様式の表彰状を授与することにより行うものとする。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(事務)

第6条 表彰に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 東京外国語大学学生表彰に関する取扱要領（平成3年10月1日制定）及び東京外国語大学学生表彰取扱要領に関する申合せ（平成3年10月1日実施）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成17年2月16日から施行し、平成16年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月25日から施行し、改正後の東京外国語大学学生表彰規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙様式)

(第2条第1号関係)

平 成 年 月 日 印	年 月 日 表 彰 し ま す 記 入 欄	あなたは ○○○○○ このことは ○○○○○ ここにその ○○○○○ 本学学生の ○○○○○ 成績を取 得してお る優秀な ○○○○○ 生を表彰す る所は ○○○○○ る。このこ とには、 ○○○○○ の範囲で ○○○○○ の範囲と ○○○○○ られ。	氏 名 所 属 学 部 等 及 び 学 年 表 彰 状 殿
------------------------------------	---	--	---

備考 表彰の理由によって、表彰状の本文を変更できるものとする。

(第2条第2号関係)

表彰状

所属学部等及び学年
又は学生団体名
氏名 殿

あなた（貴部）は○○○○○○○○
○○○○○○○○○○において○○○○
○○○といふ優秀な成績を認められ
ました。このことは本学学生の範と
なるものであり、ここにその栄誉を
讃え表彰します。

平成 年月日

東京外国语大学長

印

(第2条第3号関係)

表彰状

所属学部等及び学年
氏名 殿

あなたは○○○○○○○○
○○○○○○○○において○○○○○○
○○○されました。このことは本学
学生の範となるものであり、ここに
その栄誉を讃え表彰します。

平成 年月日

東京外国语大学長

印

備考 表彰の理由によって、表彰状の本文を変更できるものとする。